

京都市上下水道局マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第18号

京都市上下水道局マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局マイクロフィルム文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「及び第39条」を「から第39条の2まで」に改める。

第19条第2項中「及び第39条」を「から第39条の2」に改める。

第1号様式中「印」を削る。

第2号様式及び第3号様式中「(記名押印又は署名)」及び「印」を削る。

第4号様式及び第5号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(上下水道局総務部総務課)